

# ～福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例～ 「解説書」を改訂します

## 1. 改訂の内容

「福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例」および「同条例施行規則」をまとめた条例の「解説書」をわかりやすく整理するとともに、条例をより適切に運用できるよう様式の見直しを行います。

◇主な改訂の内容◇

- (1) 条例の手続きのフロー図を追加
  - (2) 「建築計画上の配慮」の解説を記述
  - (3) 「事前説明」の解説を記述
  - (4) 事前説明や事前協議の事例と対応等について、より詳細に記述
  - (5) 事前説明資料「建築計画上、建築主が近隣へ配慮した内容」の様式の見直し (H30.2 周知)
- ※詳細については新しい解説書をご確認ください。

## 2. 改訂日

平成30年4月1日

## 3. Q & A

Q 1 : 解説書が改訂されたことによって、今までと手続きが変わるものがあるか。

A 1 : 手続きの流れや内容自体は今まで通りです。ただし、事前説明資料「建築計画上、建築主が近隣へ配慮した内容」については様式が変わります。

Q 2 : 新しい様式はいつ、どのように使用を始めるのか。

A 2 : 平成30年4月1日以降の事前説明に新しい様式を使用してください。なお、4月1日より前の事前説明に新しい様式を使用していただいても構いません。事前説明の期間が4月1日をまたぐ場合は、予め新しい様式を使用して説明を行ってください。

Q 3 : 「建築計画上、建築主が近隣へ配慮した内容」について、「日照」「通風」への配慮は必ず記載しなければいけないのか。

A 3 : 条例7条に「日照」、「通風」、「その他周辺の居住環境に及ぼす影響」に配慮しなければならないと定めているため、以上の項目について記載する必要があります。

Q 4 : 新しい解説書、様式はどこから入手できるのか。

A 4 : 福岡市のホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/machinami/life/kentikuyoboujourei.html>

福岡市ホーム>暮らし・手続き>住まい・引越し>建築に関する手続き等>

建築紛争の予防と調整について>「福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例」について

